

7 ごみに関するワークショップ（市民意見交換会）

（1）目的

本市のごみの現状を学びながら、今後どのように施策を展開すべきか市民の意見を把握するために実施しました。

（2）概要

実施日時：令和5年5月21日（日） 午前10時から午前11時50分

実施場所：コミュニティセンター（朝霞市中央公民館）

参加者：13名

表1 当日のスケジュール

時間	所要時間	実施内容
10:05 - 10:10	5分	1. ワークショップの目的 2. ワークショップの流れ
10:10 - 10:20	10分	3. 自己紹介（各グループ）
10:20 - 10:50	30分	4. グループ・ワーク①朝霞のごみについて知ろう！ 「ごみ量ピットタンコ・ゲーム」 「朝霞市のごみ処理の現在（いま）と未来」
10:50 - 11:00	10分	休憩
11:00 - 11:15	15分	5. グループ・ワーク②雑がみについて考えよう！ 「雑がみ分別ゲーム」
11:15 - 11:45	30分	6. グループ・ワーク③ごみ減量化を考えよう！ 「朝霞市のごみを減量するためには？」
11:45 - 11:50	5分	7. ふりかえり（+アンケート）

～市民ワークショップ参加者募集～

朝霞市のごみについて みんなで考えよう！

市民のみなさんと一緒に朝霞市のごみに関する
課題の解決策を考えたいと思います。
どうぞ、ふるってご参加ください。

みんなきてねー！！

令和5年5月21日（日）10:00～12:00

会場：コミュニティセンター（中央公民館）集会室
（住所：朝霞市青葉台1-7-1）

対象：朝霞市民（小学校高学年以上）

※事前申し込みは不要です。当日、直接会場へお越しください。

【お問い合わせ】
朝霞市 市民環境部 資源リサイクル課（クリーンセンター）
TEL：048(456)1593 FAX：048(456)3655
e-mail：sigen_risaikuru@city.asaka.lg.jp

※詳細は朝霞市ホームページをご覧ください。




図 1 募集チラシ

(3) 実施内容

実施内容の概要は、以下のとおりです。

1) グループワーク①「朝霞のごみについて知ろう！」

① ごみ量ピットタンコ・ゲーム

朝霞市の「市民1人が1日出すごみの量（重さ）」をイメージして、用意されたビニール袋に水切りネット（模擬ごみ）を入れてもらいました。その後、水切りネット入りのビニール袋を計量し、答え合わせとともに、実際に出されているごみの量を体感してもらいました。



各班で「1人が1日出すごみの量（重さ）」をイメージ



イメージしたごみの量（ビニール袋）を計量中

② プレゼンテーション（講義）

「朝霞市のごみ処理の現在（いま）と未来」というテーマで、朝霞市のごみ量や種類、リサイクルの割合、広域化などを説明しました。



講義にて更なるごみ減量の必要性を説明

2) グループワーク②「雑がみについて考えよう！」

用意された15種類程度の紙類のごみを雑がみとして「出せるもの」と「出せないもの」に分別してもらいました。普段、燃やすごみに出している紙類のごみが雑がみとして排出・リサイクルできることを体感してもらいました。



雑がみの分別を実体験



ワーク後の講義にて雑がみの分別排出の必要性を説明

3) グループワーク③「ごみ減量化を考えよう！」

朝霞市のごみを減量するために取り組むべきことを、「市民として」および「市として」の観点より、話し合いながら模造紙に整理してもらい、発表してもらいました。



各班で意見交換し、模造紙に整理



各班の代表者による発表（全体共有）

課題：朝霞市のごみを減量するためには？	
	個人の意見
市民	<ul style="list-style-type: none"> 分別はしっかり出す 分別は厳格にする 分別は厳格にする 分別は厳格にする
	<ul style="list-style-type: none"> 分別は厳格にする 分別は厳格にする 分別は厳格にする 分別は厳格にする
市	<ul style="list-style-type: none"> 分別は厳格にする 分別は厳格にする 分別は厳格にする 分別は厳格にする
	<ul style="list-style-type: none"> 分別は厳格にする 分別は厳格にする 分別は厳格にする 分別は厳格にする

グループの意見	
<ul style="list-style-type: none"> 分別をしっかりと行う びん、雑がみ、プラスチック トレーは洗ってスーパーへ出す 食材は使い切る（買わない） 	<ul style="list-style-type: none"> 枯葉・枝のリサイクル リサイクルするとポイントがもらえる ごみ処理見学ツアー ごみ拾いイベント 野菜くずは処理する 事業者のゴミは事業ゴミを出す

写真 1 グループワークの結果（例）

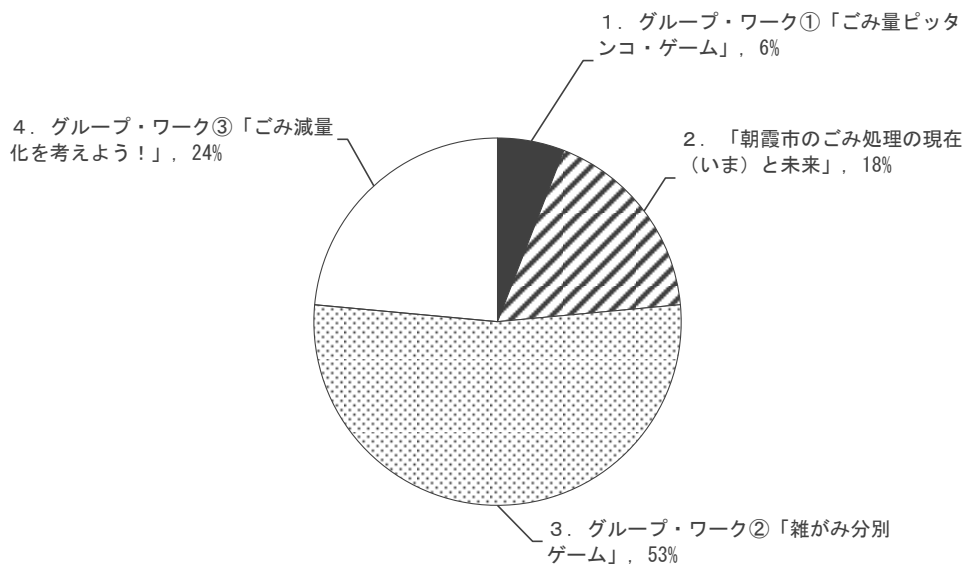
(4) ワークショップ後の参加者へのアンケート結果

問1. あなたの年齢をお答えください。		回答数	割合
1.	小学生	2	15%
2.	中学生		
3.	高校生		
4.	大人	11	85%
合計		13	100%

問2. ワークショップに参加して良かったですか。		回答数	割合
1.	良かった	13	100%
2.	まあまあ良かった		
3.	ふつう		
4.	まあまあ悪かった		
5.	悪かった		
合計		13	100%

問3. ワークショップで、最も良かったものは何ですか。		回答数	割合
1.	グループ・ワーク①「ごみ量ピットタンコ・ゲーム」	1	6%
2.	「朝霞市のごみ処理の現在（いま）と未来」	3	18%
3.	グループ・ワーク②「雑がみ分別ゲーム」	9	53%
4.	グループ・ワーク③「ごみ減量化を考えよう！」	4	24%
合計		17	100%

※複数回答あり



問4. ワークショップで学んだこと、印象深かったことは何ですか。
・ 雑がみ分別はわかっているようで、わかっていたなと思いました。
・ 知るということ。
・ 雑がみについて大変勉強になった。
・ 朝霞と和光の共同処理を行うこと。
・ 1人1日当たりのごみ量(570g)であること。
・ 14億円/年間ごみ処理費用、1万円/1人の負担であること。
・ 朝霞市では、雑がみの排出が多いということを知らなかった。今後さらに2割減することの必要性がよく分かった。
・ アルミ缶が高いということ。
・ 1人1人の意識でゴミを減らしたいという目標が数字(440g)で分かりやすかった。
・ 雑がみが資源ごみである。
・ リサイクル施設ができるのが楽しみ。
・ 1人1人の意識する事の大切さが分った。ゴミは減らせるんだと思った。
・ 雑がみなのにゴミとして捨てていたものがあつたので、知ることが出来て良かった。
・ 朝霞市のゴミの量を知らなかったなので、わかってよかったです。

問5. ワークショップで学んだことを活かして、日々の生活でどのようなことに取り組んでいきたいですか。
・ 今までよりも正確に分別すること。家族を啓蒙すること。
・ 町内会等でも説明会を実施したい。
・ 分別等、より意識して出すようにします。
・ 市へ提案していきたい。
・ 住民と話し合いしていきたい。
・ 分別の徹底。買い物時に廃棄を意識する。
・ ご近所さんにもシェアして、住みやすいキレイな町を目指したい。
・ 今まで以上にリサイクルを教える。
・ ゴミ出しに注意する。
・ 日々の買い物も意識しようと思います。
・ 分別を知らない方が多いので、ゴミ捨てや町内会のそうじ(年2回)の時に発信していきたい。
・ 一人一人の意識が大切だと思いました。家族にも話をしようと思います。

問6. その他ご意見があれば、自由にご記入ください。

- ・ プラスチックごみがどう活用されているのかを担当の方にお伺いできて良かったです。1人でも多くの市民に広報されると良いと思います。
- ・ マンション建設時に近隣住民用の集積所を作る（200ヶ所×200世帯=4万人が対象）
- ・ 事業者のごみを有料にする（試算：1000ヶ所×1万円×12月=12000万円/年）
- ・ 木や枝もリサイクルしてほしい。回収日を決めたりしてほしい。
- ・ とても興味深い内容でした。もっと多くの方に参加して欲しいと思います。勉強になりました。
- ・ 本日はありがとうございました。とても楽しく参加させていただきました。楽しかったなので、もっと沢山の市民の方が次回は参加出来るといいなと思います。
- ・ 高齢者、障害者などのゴミの分別のやり方を教えることも必要だと思います。支援が大切。

8 市民環境団体ヒアリング

(1) 目的

日頃から3Rや環境保全活動を行っている市民活動団体の意見や意向を把握し、施策展開の参考とするために実施しました。

(2) 概要

対象団体	出席者人数	実施日・時間	選定理由
あさか環境市民会議	12名	8月1日(火) 10:00~10:40	市(環境推進課)と連携して、環境保全に係る具体的改善活動のほかに環境施策の進捗確認・評価、行政への提言も行っているため。
動物等の共生社会を目指す会 Vest.	4名	8月1日(火) 14:30~15:30	動物愛護精神の浸透のため、人と動物のより良い共生を目指す活動のほかに市内の清掃活動を定期的に行っているため。
リサイクルプラザ企画運営協議会	1名※	8月19日(土) 14:30~15:30	リサイクルプラザの事業運営に関して、市(資源リサイクル課)と連携し、循環型社会(3R)の構築に向けて事業展開を行っているため。

※事前に協議会内で意見を集約していただいた上で、代表の方から意見を聴取しました。

(3) 意見概要

1) あさか環境市民会議

(3Rについて)

《施策体系との関連》(2)-1)-(カ)再利用の推進(P61)、(3)-1)-(ア)分別排出の徹底(P64)、(3)-1)-(キ)プラスチック資源の再資源化の推進(P65)

- ・プラスチックごみを燃やしたほうがよいのか、資源として出したほうがよいのか判断に迷う。何を基準とすればよいか。
- ・自販機の横の回収箱で回収されたPETボトルや缶は、クリーンセンターに搬入されるのか。市で回収を行えば歳入になるのか。
- ・本体とキャップを分けて出すごみ箱を街中で見かける。このようなタイプの回収箱の朝霞市での普及率はどうか。
- ・ランドセルの再利用の実績はどれくらいか。もっと大々的にやってはどうか。市内で循環できるとよい。
- ・空き缶は、市でアルミ製とスチール製と分けているのか。アルミ製とスチール製を一緒に排出して問題ないか。市では採算がとれているか。
- ・スーパーのレジ袋は有料化されたが、数円レベルで安すぎると感じる。どれほどの効果があるのか、検証すべきでは。行政がもっと介入すべきではないか。

(分別及び排出ルールの徹底について)

《施策体系との関連》(3)-1)-(ア)分別排出の徹底(P64)、(4)-(ア)ごみ集積所の管理(P67)

- ・自身が居住するマンションでは分別が徹底されているが、一般家庭ではどうか。

問題はないか。

- ・ 排出ルールが、マンションと一般家庭間で、また、自治体間で異なる場合があり、市民が戸惑う原因となっている。新しい排出ルールを覚えきれない。各家庭で判断するのは難しいため、最低限やることや分別基準について指針を示し、市民に知らせていただきたい。何故細かく分別をしなければならないのか、市民が納得できるよう説明すべき。
- ・ ごみや環境問題に関心のある人は既に分別をやっている。関心の無い人にいかに分別をやってもらうかが重要である。細かく分別する理由が焼却施設の能力に差があるからというのでは伝わりにくい。何のために分別をやるのか、を全ての人のとってわかりやすく伝える必要がある。

(広域化について)

《施策体系との関連》 (7)-(ア)ごみ処理広域化事業の着実な実施(P69)、(7)-(イ)ごみ処理広域化事業についての情報発信(P69)

- ・ 広域施設となることによって、朝霞市の分別区分がどのように変わるのか。今後市の広報がより重要となってくる。
- ・ 広域化、また、焼却処理量の減量化、紙類のリサイクルの必要性等は、広報を使って、繰り返し周知して市民の意識改革を促していくことが重要。

(市で処理できないものの取扱いについて)

《施策体系との関連》 (4)-(イ)有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知(P67)

- ・ 収集業者がもっていけないごみがあり、不法投棄につながっているケースがある。たとえば、塗料はどうか。
- ・ 市で処理できないものについては、年に1回でも市で回収してもらえると有り難い。市でできないから個人で対応するのではなく、個人で対応できないからこそ市でやってほしい。

2) 動物等の共生社会を目指す会 Vest.

(朝霞市のごみで気になっていること)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)、(2)-1)-(エ)環境教育の充実(P61)

- ・ クリーンアップ活動でごみ拾いをしていると、常にたばこの吸い殻が最も多い。特に黒目川沿いのベンチ、北朝霞駅の裏側やコンビニエンスストア付近、草むらに多い。外国人への周知も必要(外国人が集まるコミュニティに対し周知、外国人を対象としたクリーンアップ活動を開催等)
- ・ コロナ禍以降、アルコール飲料缶のポイ捨てが多くなった。

(ごみ減量化に向けて、何をすべきか)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ア)生ごみ減量化の推進(P59)、(2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)、(2)-1)-(エ)環境教育の充実(P61)、(7)-(イ)ごみ処理広域化事業についての情報発信(P69)

- ・一人ひとりが啓発により、自分の行動を見直すと良い。
- ・ワークショップを定期的実施し、ごみについて学ぶ機会をつくってほしい。
- ・町内会にごみの分別を指導する人がいたため、きちんと分別できていた。このような人材をコーディネーターとして育成し、各地区に配置できると良い。
- ・野菜くずを庭に埋めて自然コンポストを作ったところ、ごみを出す量が激減した。
- ・和光市との広域化後は、新施設へのごみの搬入量に応じて、ごみ処理費用の負担額が変わる。市民に周知すべき。市民の取り組み方の変化が期待できる。

(リサイクルを進めるために、今後誰が分別の役割を担うべきか)

《施策体系との関連》 (3)-1)-(イ)集団資源回収活動の促進(P64)

- ・分別した資源ごみをいつでも受け入れてもらえる場所があると良い。また、何かのついでに出せると良い。(例えば、カインズ朝霞店の一角など)

(脱炭素社会に向けて、市民が自発的に環境配慮行動(3Rなど)できるよう何をすべきか)

《施策体系との関連》 (1)-(ア)3Rを通じた環境配慮行動の推進(P59)、(1)-(ウ)温室効果ガス排出量の削減(P59)

- ・使っていない部屋の電気を消す。
- ・分別やリサイクルを徹底する。
- ・余分なものを買わない。
- ・シェアを心掛ける。

(高齢化により街中の清掃や集積所の管理などの担い手が減少。今後、誰が環境美化を担うべきか)

《施策体系との関連》 (4)-(ア)ごみ集積所の管理(P67)、(4)-(オ)高齢者・障害のある方への支援(P68)

- ・既に町内会で集積所の当番をパスしている高齢者がいる。できる人が対応しているので特に問題と感じていない。ただ、共働き世帯の場合、大変だと思う。
- ・集積所を数カ所に集約した場合、ごみの量が増えて、路地などは車の通行がなくなる可能性がある。
- ・回収箱が重いので高齢者には負担が大きいと思う。回収箱に取り付けるキャスターを市で配布しており、デリバリーも可能ということなので、利用したい。

(雑がみの排出抑制、適正分別において、どのような取り組みがあると良いか)

《施策体系との関連》 (3)-1)-(エ)紙類の再資源化の推進(P65)

- ・紙ごみの分別を徹底するとごみの量が減った。紙ごみの分別はもっと周知すべき。
- ・雑がみは、紙袋に入れて出せば良いという手軽さが分かったのでやり易い。
- ・そもそも雑がみが何かを知らない人が多い。

(リサイクルプラザの活用について、どのような取り組みが必要か)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)、(2)-1)-(エ)環境教育の充実(P61)、(2)-1)-(オ)啓発イベントの実施(P61)、(2)-1)-(カ)再利用の推進(P61)

- ・ 新たな拠点を増やすよりも、SNS等を通じて情報の発信力を高めて、現有施設を活用した方が良い。
- ・ 協議会でも様々な取組を行っているが、情報発信が課題である。今後家族皆で来てもらえるような施設を目指したい。

(その他)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)、(2)-1)-(オ)啓発イベントの実施(P61)、(3)-1)-(ウ)小型家電品の再資源化(P64)

- ・ 2次電池等による事故が懸念される。集積所への排出方法(別の袋に入れて、黄色の回収箱の横に出す)は知らなかったなので、もっと周知すべき。
- ・ 市が年に2回実施している市内一斉清掃で、回収場所に粗大ごみなどを捨てていく人がいる。
- ・ 集積所に防犯カメラなどを付けるなどの対策を講じてほしい。
- ・ TwitterやインスタグラムなどのSNSを活用して情報発信すると良い。
- ・ ごみ収集員にどういごみが多く排出されているかや分別の間違ひについて聞いてみたい。
- ・ 分別が徹底された地区をランキング形式で発表してはどうか。
- ・ 外国ではたばこの吸い殻で投票を行う取組が実施されている(ナッジの活用)。このような楽しみながら実施できるものを行うと良い。
- ・ せっかく良いワークショップを企画しても人が集まらない。行政が実施するイベントはハードルが上がり、参加しにくい。商工会と協働でのイベントや景品の提供等を実施すると多くの人に参加してもらえるかもしれない。人を集めるのではなく、集まっているところで開催するというのも一案。朝霞市キャラクターの「ぽぽたん」は大人にも子どもにも人気なので、うまく活用できるとよい。

3) リサイクルプラザ企画運営協議会

(朝霞市のごみで気になっていること)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)、(3)-1)-(ア)分別排出の徹底(P64)

- ・ ペットボトル、缶、マスクごみが幹線道路沿いや植込みの中に捨てられているのをよく見かける。一方で、朝霞市は、他市と比べるとごみのポイ捨て自体は比較的少ないように感じる。
- ・ 分別に迷うごみの区分があり、ごみを回収してもらえなかったことがある。
- ・ ごみを回収してもらえなかった場合、何が不適だったかをシール等に理由を書いてもらえると、分別の意識向上につながる。

(ごみ減量化に向けて、何をすべきか)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)

- ・ 外国人が、ごみの排出マナーや分別を中々守ってもらえていないと感じる。外国

人のコミュニティのインフルエンサーのような立場の人に周知してもらえると良い。

- ・集合住宅の大家へ聞き取り調査を行い、ごみの減量化等について周知してもらえると良い。

(リサイクルを進めるために、今後、誰が分別の役割を担うべきか)

《施策体系との関連》 (3)-1)-(ア)分別排出の徹底 (P64)、(3)-1)-(キ)プラスチック資源の再資源化の推進(P65)

- ・物を捨てるのは買った人の責任なので、分別の役割は、多少は市民が担うべき。
- ・大型プラスチックごみの収集日を月1回程度設ければ、市民もリサイクルに協力しやすい。

(脱炭素社会に向けて、何をすべきか)

《施策体系との関連》 (1)-(ウ)温室効果ガス排出量の削減 (P59)

- ・リデュースを重点的に推進すべき。ごみを発生させない、作らないような意識付けをすべき。

(高齢化により街中の清掃や集積所の管理などの担い手が減少。今後、誰が環境美化を担うべきか)

《施策体系との関連》 (4)-(ア)ごみ集積所の管理(P67)、(4)-(オ)高齢者・障害のある方への支援(P68)

- ・高齢者は、ごみ集積所までごみを持って行くのが大変なので、町内会で声をかけていくべき。
- ・近所同士で声を掛けあえる地域でないと、高齢者がごみを出せなくなってしまうため、隣り合う町内会同士で、ごみの排出、集積所管理をサポートできる協力体制を構築できると良い。
- ・集積所のネットの片づけが大変で、電柱やフェンスにかけられているのをよく見かける。集積所ごとに、ネットの管理方法を統一・共有した方がよい
- ・かごが重いため、高齢者が持って行くのは難しい。ペットボトルのように、びんや缶も袋に入れて出せるようにしてもよい。

(食品ロスの削減において、どのような取組が必要か)

《施策体系との関連》 1)-(イ)家庭における食品ロス削減の実践方法についての発信 (P84)、1)-(エ)食品ロスに係る市民の理解促進(P85)

- ・ローカルフードサイクリング株式会社(福岡市)が展開しているLFCコンポストの取り組みが有効。(フェルト製のバッグに入れて、家庭のベランダ等で堆肥化が可能)
- ・以前、自宅でコンポストを行っていたが、ベランダ菜園などで全て使い切ることができなかつたため、コンポストを止めた経緯がある。各家庭で生成した堆肥の使い道まで検討しておいた方がよい。
- ・食品を買い込みすぎないようにする。
- ・賞味期限が切れそうなものから食べきるように意識付け、啓発を行う。
- ・スーパーの販売量を縮減する。

(雑がみの排出抑制、適正分別において、どのような取組があると良いか)

《施策体系との関連》 (3)-1)-(エ)紙類の再資源化の推進(P65)

- ・ 各家庭でルールを決めるなど、意識づけをすると良い（紙袋に雑紙を溜めていく、ごみ箱をリビングに設置しない等）
- ・ 生ごみを減らすことが出来れば、可燃ごみの総量が減り、雑がみへ意識が向くようになる。

(リサイクルプラザの活用について、どのような取り組みが必要か)

《施策体系との関連》 (2)-1)-(ウ)市民への意識啓発(P60)

- ・ ごみを発生させない、ごみを作らないための方法（リデュース）をもっと講座の開催や SNS で周知した方が良い。

9 パブリック・コメント

(1) 目的

本計画（案）の内容について周知するとともに、幅広く意見を募集するため実施しました。

(2) 概要

募集期間 :令和5年11月21日(火)から12月21日(木)

意見提出方法:郵送、FAX、メールまたは直接持参のいずれか

実施結果 :意見 全5件(意見提出者数 1名)

10 市民説明会

(1) 目的

本計画（案）の内容について周知するとともに、幅広く意見を伺うため実施しました。

(2) 概要

実施日・時間	実施場所	出席者人数	実施結果 (意見・質問)
12月6日(水) 10:00~11:00	リサイクルプラザ 3階 活動室	2名	16件
12月6日(水) 19:00~20:00	リサイクルプラザ 3階 活動室	2名	0件
12月9日(土) 10:00~11:00	朝霞市役所 別館5階 501・502会議室	2名	5件

12 用語の解説

【あ行】

あさか学習おとどけ講座

市民の主体的な学習機会の拡充と市政への理解を深めることで、生涯学習の推進と市民協働の市政の進展に寄与することを目的に、市民等で構成する5人以上の団体に、市の職員等が講師となって市の施策等の説明を行う事業。

朝霞地区一部事務組合

し尿処理事務・障害者支援更生事務・消防事務を共同で処理するために設立された特別地方公共団体。朝霞市、志木市、和光市、新座市の4市で構成される。

朝霞和光資源循環組合

ごみ広域処理施設の設置及び管理運営を共同で処理するために設立された特別地方公共団体。朝霞市、和光市の2市で構成される。

EM（イーエム）ぼかし

EMとは、「有効微生物群」という意味で、自然界に存在する、人間、動物、自然にとって有効な微生物（酵母菌、乳酸菌など）を選び出し、相乗効果を発揮するのが特徴。

EMぼかしは、米ぬか、コーヒーの絞りかすなどを原料にし、それにEMを定着させ乾燥処理したもので、生ごみとEMぼかしを密封性の高い容器で発酵させ堆肥として利用する。

EPR（拡大生産者責任）

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方として、OECD（経済協力開発機構）が提唱した。

循環型社会形成推進基本法にこの考え方が取り入れられており、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法において製造者に製品のリサイクル義務を課しているのも、この拡大生産者責任に基づくものである。

一般廃棄物

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。

ごみは、家庭から排出されるごみと、産業廃棄物を除いた商店、事務所、工場などから排出されるごみに分けられる。本計画では、前者を生活系ごみ、後者を事業系ごみと呼ぶ。

一般廃棄物処理事業実態調査

一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、環境省が全国の市町村等に対して毎年度行う調査のこと。調査結果は、ごみ・し尿の排出処理状況、事業経費・人員、処理施設の整備状況等について取りまとめ、公表されている。

一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画を推進するため、ごみ排出量の見込み、収集運搬から処理・処分、再資源化の方法等を年度ごとに定めた計画。

エコバッグ

買い物をする際に自宅から商品を入れる買い物袋を持参し、レジ袋等を使わないようにする取組で、ごみの減量化やレジ袋の原料の石油消費を減らすことを目指している。

エコネットあさか（朝霞市リサイクルプラザ）

朝霞市リサイクルプラザの通称。「リサイクルプラザ」の項を参照。

SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」を理念とし、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むもの。

温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類が指定されている。

【か行】

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。排出量を全体としてゼロとは、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引くことで、実質ゼロとすることを意味している。

家庭ごみの有料化

市民がごみの減量やリサイクルを進めるきっかけになるよう、ごみ量に応じたごみ処理料金を負担する制度。

カレット

ガラス製品（ソーダ石灰ガラス）をリサイクルする際に、いったん破碎した状態のガラスくずのこと。

環境基本計画

環境基本法の基本理念により、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定したもので、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図るため「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」を長期的な目標としている。

環境基本法

環境に関する基本法。「公害対策基本法（昭和42年）」と「自然環境保全法（昭和47年）」を合わせて発展させた法律で、環境に関する施策の基本的な方向を示す規定で構成され、廃棄物の増大や地球温暖化、オゾン層の破壊などといった環境問題に対処し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的としている。

環境月間

国では、環境保全について関心と理解を深めるとともに、積極的に環境保全に関する活動を行う意欲を高めるよう6月を「環境月間」とした。

全国で環境に関する様々な行事が行われている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるもの。

工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

感染性廃棄物

医療関係機関等から発生する廃棄物で、形状、排出場所、感染症の種類観点から、廃棄物処理法に基づく「感染性廃棄物処理マニュアル」において定義されている。

処理は、特別管理廃棄物として、密閉した容器での収集運搬や感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

合併処理浄化槽

汚水や生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）を、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

公共下水道などが整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられている。

拠点回収

市役所や公民館などを拠点として資源物等を回収すること。

クリーンネット

カラス等による集積所のごみの散乱を防止するためのネット。

ごみ集積所

生活系ごみを出す場所で、ごみ収集車が回収する。本市には約 5,500 箇所（令和 4 年度）のごみ集積所が点在する。

【さ行】

災害廃棄物

地震・風水害等の自然災害によって発生した廃棄物のこと。環境省では、災害廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならないとしている。

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分する場所及びその施設・設備をいう。

処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、遮断型（埋立基準値以上の有機物質を含む）がある。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施したうえで再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」などがある。

再生砕石資源化

焼却残渣及び不燃残渣の再資源化方法の一つ。基礎材や路盤材等の土木資材に用いる砕石へ加工する方法。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材料の物を大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルという。

再生利用率

ごみの総排出量のうちリサイクルされた量（集団資源回収量＋クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量＋焼却残渣のリサイクル量）の割合。

雑がみ

菓子箱、包装紙、メモ用紙、チラシ等のリサイクル可能な紙類のことで、本市では、紙袋または透明袋に入れて排出する。写真、紙コップ、圧着はがき等の特殊加工された紙類は含まない。

事業系一般廃棄物減量等計画書

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等の規定により、大規模建築物の事業所（床面積 3,000m² 以上）や多量排出事業者（クリーンセンターに月 4 トン以上搬入）が毎年市に提出する。

当該年度における事業所のごみ排出量、再資源化量の目標等を掲げた計画書。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。本計画では事業系一般廃棄物をいう。

し渣

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理したあとに残る汚泥以外のもの。

磁性物

磁気を帯びた鉄類等の物質。

集団資源回収

自治会や町内会等の地域団体が、各家庭の資源物を回収し、民間の回収業者へ引き渡すリサイクル活動のこと。

循環型社会

「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の社会に代わるものとして提示された概念。

循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環型社会形成推進地域計画

施設整備等に対する循環型社会形成推進交付金の申請に伴い、市町村による一般廃棄物処理に関する総合的な施策を掲載した計画で、5か年程度の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示す。

焼却残渣

ごみ焼却施設でごみを処理した後に発生する焼却灰や飛灰（集塵装置で捕集された灰）の総称。

食品リサイクル法

法律名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。

新河岸川水循環センター

荒川右岸流域下水道で和光市に所在する下水処理施設。

人工砂原料化

焼却灰の再生利用方法の一つ。路盤材等の土木資材に用いる人工砂への再資源化方法。

水平リサイクル

使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクルのこと。

ストーカ式

焼却炉内にある金属の棒を格子状に組み合わせてある火格子の上でごみを転がし、焼却炉の上部からの熱で乾燥、過熱し、移動しながら燃やす仕組み。

3 R（スリーアール）

リデュース (Reduce)：発生抑制、リユース (Reuse)：再使用、リサイクル (Recycle)：再生利用の3つの頭文字をとったもの。環境省では、3 R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を3 R推進月間と定め、広く国民に向けて、普及啓発活動を実施している。

生活系ごみ

一般家庭の日常生活から発生する廃棄物で、家庭ごみから集団資源回収を除いた廃棄物のこと。

セメント原料化

焼却灰の再生利用。焼却灰の成分がセメントに近いことから、焼却灰を焼成して、セメント原料にする再資源化方法。

ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

総合計画

地方自治法の規定に基づき定める基本構想及び基本計画、実施計画の3層からなる本市の都市づくりの指針となる計画。

【た行】

大規模建築物の事業所

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定により、市に事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を義務付けている床面積が3,000m²以上の事業所。

脱水汚泥

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理したあとに残る水分の少ない汚泥。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会のこと。国は令和2（2020）年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする社会を実現することを宣言した。

単独処理浄化槽

汚水だけを処理する浄化槽。生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）は未処理のまま放流される。

浄化槽法の改正により、現在は合併浄化槽のみが「浄化槽」として位置づけられ、単独浄化槽は、原則として新たな設置ができなくなった。

地域リサイクル活動推進補助金制度

資源の再生利用の推進、ごみの減量等を図ることを目的に、市民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる古紙、缶、びんなどの資源を回収する団体に対し、回収量に応じて補助金を交付する。

厨芥類

食べ物のくず。生ごみ。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

デポジット制度

製品価格に一定金額のデポジット（預託金）を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却されたときに預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度。

【な行】

熱回収（サーマルリサイクル）

ごみを焼却し、熱エネルギーとして利用すること。

【は行】

破碎

砕いてこなごなにすること。本市では粗大ごみ処理施設で不燃ごみ、粗大ごみを破碎処理している。

発生抑制（リデュース）

ごみの発生そのものをおさえることで、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）に優先される。

発生抑制のためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要である。

不燃残渣

ごみの中間処理等で残ったカスで、本市の焼却処理施設で焼却できないごみ。

不法投棄

廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄すること。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場等などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、団体等に寄付する活動のこと。本市では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品をリサイクルプラザで回収し、市内の子ども食堂に提供している。

分別収集計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべきリサイクルの具体的方法を策定するもの。

ペーパーリサイクル

資源として排出された古紙、雑紙等の再生利用。

【ま行】

マイバッグキャンペーン

ごみの減量化・再資源化を推進するため、自分専用の買い物袋（バッグ）を使用することでレジ袋を削減するよう広く呼びかける啓発事業。

【や行】

有害ごみ

蛍光管、乾電池、水銀体温計等の人体に害を及ぼす物質を含む廃棄物のこと。

【ら行】

リサイクルショップ事業

リサイクルプラザで運営する不用品の再使用事業。

市民から家庭で不用になった生活用品を預かり、必要な方に販売して精算する制度で、不用品の再使用による減量化を市民に広く啓発する。

リサイクルプラザ（エコネットあさか）

朝霞市リサイクルプラザは、廃棄物の再生利用促進やごみ問題の意識啓発などを積極的に推進するための情報拠点施設で、リサイクル品を展示・斡旋するリサイクルショップ、リサイクルギャラリー、リサイクル情報図書コーナー、不用品情報交換コーナー、リサイクル活動室及び各種講座・教室などを行うリサイクル工房・リフォーム工房を設置している。

リサイクルプラザ企画運営協議会

リサイクルプラザの開設当初（平成12年7月）に発足し、リサイクルプラザを拠点として「ごみの減量化」「5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）の啓発」に取り組んでいる市民活動団体で、環境にやさしい5R事業を企画運営し、本市と市民とのパートナーシップ（協働）を実践している。

リサイクル法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称。

当初、資源の有効利用を進めるために「再生資源の利用の促進に関する法律」として制定され、業種や製品ごとに事業者に対するリサイクルを進めるための判断基準や表示基準を定めた。その後、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の積極的導入を図るために改定された。

リサイクル率

ごみの総排出量のうちリサイクルされた量（集団資源回収量＋クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量）の割合。

リターナブルびん

牛乳びんやビールびん等の繰り返し使用されるガラスびん。

小売店を通じて回収された後、メーカーで洗浄され、中身を詰めて再び商品として販売される。

第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画・資料編
《令和6年(2024年)3月発行》

発行 朝霞市

編集 市民環境部 資源リサイクル課

〒351-0033 朝霞市大字浜崎 390-45

電話 048-456-1593

URL <https://www.city.asaka.lg.jp/>

